

姫路市消防局からのお知らせ

消防同意に必要な書類等を見直しました！

◆ 消防局指定の様式を廃止しました。

消防長の同意を要する確認申請については、確認申請時に消防控書（消防局用の確認申請書の副本【正本の写し可】）を正本と合わせて提出してください。消防控書は原則正本と同内容のもとしませんが、構造計算書その他防火規定に関係のない図書については、消防控書への添付を省略することができます。

消防局指定の様式は廃止しましたが、無窓階の検討、収容人員の算定等審査に必要な図書は、正本副本（消防控書を含む）に必ず添付してください。また、消防用設備等に係る特例規定適用を想定した計画とする場合は、別途姫路市消防長あて「消防用設備等の特例適用願」2部を申請時に合わせて提出するとともに、同内容の図書を確認申請書の正本副本（消防控書を含む）に必ず綴込み添付させてください。

審査に必要な図書が添付されていない場合、消防長は指定確認検査機関の確認に対し同意することができません。特にこれまで指定様式にのみ記載していた内容について記載漏れとならないよう注意してください。

消防控書に関する内容の委任状の添付は不要です。

◆ 一戸建ての住宅及び長屋については、消防控書を不要としました。

一戸建て住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものについては、消防控書が必要です。

★ 運用開始日は平成31年3月27日です。

姫路市消防局 予防課 消防設備担当

お問い合わせ 079-223-9534